

JETRO 中小企業海外展開支援：プラットフォーム事業発足のご案内 同時開催：日米通商関連セミナー「トランプ政権下の USMCA の今後および米国通商法」

米国は日本企業にとって最大の対外直接投資国であり、その拠点数においては中国に次ぐ第二位の進出先となっています。ここ中西部においても日系企業の進出は続いており、その産業分野や相談内容も多岐に亘ってきております。今般、ジェトロでは急増する日本企業からの相談や各種問い合わせに迅速に対応すべく、まずシカゴ、コロンバス (OH)、デトロイトを中心に、プラットフォームを設置します。同事業では、法務、税務、労務に加え、ビジネスコンサルタントなど各地の専門家および現地協力機関と連携し、海外展開を検討されている日本企業及び既進出日系企業への情報提供をこれまで以上に迅速に行って参ります。

当日はその事業概要を皆様にご紹介させていただくとともに、米国通商法関連セミナーも併せて開催します。セミナーでは、①USMCA とメキシコの自動車産業動向、および②鉄鋼・アルミニウムへの関税賦課や自動車・同部品への 232 条調査の発動を含む通商政策の動向、の 2 部構成にてセミナーを開催します。

NAFTA については、9 月 30 日に北米 3 カ国間で合意された USMCA の条文のうち、自動車産業の原産地規則の規程内容を細かく解説し、主にメキシコの自動車産業に与える影響について、メキシコ調査担当歴連続 17 年のメキシコ事務所駐在員が分かりやすく解説いたします。

また、米国通商法については、鉄鋼・アルミニウムへの関税賦課や自動車・同部品への 232 条調査の発動、米中貿易摩擦や各国との交渉状況など、トランプ政権の通商政策の最新動向をニューヨーク事務所の調査担当者からご説明します。

セミナーに続いて懇親会の場を設けておりますので、ネットワーキングのほかプラットフォーム事業に関する問い合わせやセミナー内容に関する質問等、有意義にお過ごしいただければ幸いです。

皆様どうぞ奮ってご参加下さいますようご案内申し上げます。

■日時：2018 年 11 月 29 日（木）

13:30～14:00 受付

14:00～15:00 プラットフォーム事業説明、発足式

15:00～17:00 ①USMCA 原産地規則およびメキシコ自動車産業の現状

②トランプ政権の通商政策～通商拡大法 232 条、通商法 301 条～

17:00～18:00 懇親会

■場所：Suburban Collection Showplace Onyx Ballroom

46100 Grand River Ave, Novi, MI 48374

■セミナーテーマおよび講師：

第一部「USMCA 原産地規則およびメキシコ自動車産業の現状」

中畑貴雄 ジェトロ・メキシコ事務所次長

第二部「トランプ政権の通商政策～通商拡大法 232 条、通商法 301 条～」

鈴木敦 ジェトロ・ニューヨーク事務所 調査担当ディレクター

JETRO Chicago

■参加費：無料

■定員：150名 ※原則として、14時からご参加ください。

■お申込み：デトロイト日本商工会（JBSD）のリンクよりご登録下さい。

JBSD <http://jbsd.org/>

※JBSD 会員外の方は、ジェットロ・シカゴまでお名前と勤務先、[ご連絡先を明記の上メールにて CGO@jetro.go.jp](mailto:CGO@jetro.go.jp)までお申込み下さい。

■お問い合わせ：ジェットロ・シカゴ事務所（スティーブソンまたは渡邊まで）

Email: CGO@jetro.go.jp Tel: 312-832-6000

※参加申込者の情報については主催者（ジェットロ）にて適切に管理し、本セミナーならびに今後の事業案内等に関する連絡以外の目的には利用致しません。

※同説明会およびセミナーを11月27日（火）イリノイ州シカゴ、11月28日（水）オハイオ州ダブリンでも開催致します。ご興味のある方はお問い合わせ下さい。